

障 ー 1730
令和4年9月14日

各部局主管課長
議会事務局総務課長
各委員会事務局総務・調整担当課長
教育庁総務課長
県警察本部警務課長

} 様

障害福祉課長

秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例
の周知・徹底について（依頼）

本年6月、一部新聞報道において、市町村議会の傍聴規則に精神障害者の傍聴を拒否する等、障害を理由とした差別的な規定が散見されたとの記事がありました。

本報道を受け、当課においては、別添の写しにより、各市町村の障害者差別解消担当部局に対し、本条例の趣旨を踏まえた適切な対応について、自治体の各部局等に改めて周知・徹底いただくよう依頼したところであります。

については、県の各機関におかれましても、所管する条例及び規則等における障害を理由とする規定について点検をしていただくなど、今一度、本条例の趣旨を踏まえた適切な対応が図られるようお願いいたします。

連絡先

障害福祉課調整・障害福祉班 石塚

TEL 018-860-1331

FAX 018-860-3886

e-mail Shoufuku@pref.akita.lg.jp